

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 鹿児島県
農業委員会名： 湧水町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年 4月 1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	1,073	農業就業者数	661	認定農業者	75
自給的農家数	412	女性	50	基本構想水準到達者	8
販売農家数	661	40代以下	30	認定新規就農者	7
主業農家数	116	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	8
準主業農家数	78			集落営農経営	2
副業的農家数	467			特定農業団体	0
				集落営農組織	2

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	915	935				1,850
経営耕地面積	645	501	288	51	112	1,146
遊休農地面積	64	54				118
農地台帳面積	1026	912				1,938

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	15	15			
認定農業者	—	1			
認定農業者に準ずる者	—	12			
女性	—	4			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	14	14	14

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,850ha	644ha	34.8%
課 題	若者の町外流出や兼業化の増大に伴い農業就農者の減少・高齢化・担い手不足が深刻化している。農地の資産的保有傾向が強かったが、最近、兼業農家の高齢化が進み、機械更新や世代交代を機に急速に農地流動化が進む可能性が高まっており、担い手への集約に務めなければならない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 700 ha (うち新規集積面積 56 ha)
	目標設定の考え方: 湧水町の農業経営基盤強化促進基本構想では平成32年度末までに50%の集積率を目標としており、農地中間管理機構と連携し目標達成を目指す。
活動計画	6月～7月 町内全地区(14地区)における第2次モデル地区の設定 6月～12月 第1次及び第2次モデル地区利用意向調査結果を基に農地中間管理機構を通じた 利用権設定が図られるよう適宜担当課(農林課)との連携を図る。 7月～1月 モデル地区内の農家の利用意向調査 7月～9月 農業委員による農地現況調査の実施 9月～10月 調査の集約 11月 利用意向調査 12月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(意向調査の結果をもとに担い手への利用集積可能農地の確定) 1月～2月 担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動 ※認定農業者等の法を通じた利用権設定が図られるよう戸別訪問の実施(随時実施)

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	2 経営体	0 経営体	0 経営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	3.5ha	0 ha	0 ha
課 題	新規就農のための相談を随時受け付けており、農業次世代人材投資資金等の助成制度や農地の状況等の提供に努めている。新規参入については収益を向上させ定着化できるよう農林課での指導等を行っているが、収益向上が図れない参入者もいる現状である。なお、親元への就農は3件ほどあるが、法人の参入はない現状である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	2.0 ha
活動計画	新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援が重要である。補助制度の適用や関係機関との連携に努めるとともに、JAの重点的な指導を行うなど地域の総力を挙げて支援していく。 7月 県立農業大学校での就農支援広報 8月 農業高校在学町出身者の農業研修受入		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,850ha	117.8 ha	6.37%
課 題	中山間地域では農業就業人口の高齢化及び減少, 鳥獣被害等により農業後継者に継承されず, 担い手への集積も見られない遊休農地が近年増加している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5 ha			
	目標設定の考え方: 前年の実態調査等の実績を踏まえて設定			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		29 人	7月～9月	10月～11月
	調査方法	管内を区域ごとに地区担当の農業委員及び推進委員を定め調査を実施。各地区2人で遊休農地の状況を判断。航空写真上に現況を書き込み, 遊休農地及び遊休化の恐れのある農地を確定し, 農地利用意向調査の客体把握に努める。 本調査は荒廃農地調査も兼ねていることから, 非農地基準に該当する荒廃農地は的確に把握することにより非農地判断を的確に行い守るべき農地の明確化をはかる。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	12月～1月	
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,850ha	0.0 ha
課 題	農地利用状況調査においては, 新規の違反転用は発生していない	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	8月～9月 農地利用現況調査において違反転用の監視を行う。 日常生活の中でも関係機関と連携を図り状況確認を行い, 無断転用の指導解消を行う。
------	---------------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入